

玉野市空き家改修事業補助制度

空き家になっている住宅の有効活用を図るため、空き家を購入、貸借した方または贈与を受けた方を対象に、住宅の改修等に要する費用を補助します。（補助金を受けるには**着工前に申請**が必要です。一度ご相談ください。）

※この制度で「改修等」とは、住宅の機能、性能を維持、向上させるために、修繕、補修、更新、取替え等を行うこと、または必要な機能を追加することをいいます。

<交付条件等>

	基本	拡充
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の1/2以内 限度額500千円 補助対象者の委任により直接施工業者に交付 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の2/3以内 限度額1,000千円 補助対象者の委任により直接施工業者に交付
補助対象者	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家の所有者または利用登録者（登録者同士が2親等以内の親族でないこと）のうち次の条件を満たす人 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものも含む）でない人。 市税等の滞納がない人 <p>上記共通事項に加えて、以下の条件を全て満たす人。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付申請日の1年以内に購入、受贈した人。貸借契約の場合は、貸主または借主 補助金の交付を受けた日から起算して、3年以上継続して補助対象住宅に居住することを誓約できる人。（※申請者が貸主の場合は、実績報告時に居住している同一人に居住してもらうことを誓約できる人） 	<p>上記共通事項に加えて、以下の条件を全て満たす人。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付申請日の1年以内に購入、受贈した人 移住者（注） 補助対象住宅以外に、市内に自己用住宅を所有していない人 補助金の交付を受けた日から起算して、10年以上継続して補助対象住宅に居住することを誓約できる人 <p>注：移住者とは、市外から市内に転入しようとする者で現に継続して3年以上市外に住所を有している者又は既に本市に転入している者（R7.4.1以前に本市に転入した者を除く。）であって、本市へ転入した際に継続して3年以上市外に住所を有し、かつ、本市に転入後3年未満である者</p>
補助対象住宅	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 玉野市空き家情報提供制度を通じて成立したもの。 一戸建ての住宅もしくは併用住宅（住宅と店舗、事務所等が一体となった建物のうち、住宅部分が1/2以上の建物） ※補助対象は住居部分のみ。 <p>—</p>	<p>上記共通事項に加えて、以下の条件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上のもの 補助対象住宅が実績報告までに耐震基準を満たしていること
その他補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 市内の施工業者を利用して改修工事を行うこと 補助金の交付の条件に関する誓約書の提出 補助金交付の条件を確認するための住民基本台帳、市税等の情報の閲覧に関する同意書の提出 	

★次のような場合、交付した補助金の一部、または全額の**返還を求め**ることがあります。

- 改修後3年未満（補助率2/3の交付を受けた人は交付後10年未満）で補助金の対象になった住宅から転居したり、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、改造し、貸し付け又は担保に供するなどした場合。
- 市税等に滞納が生じた場合。
- 補助金の申請書類等に偽り、不正がある場合。

◇補助対象になる改修等の施工例

区分	改修等の内容	備考
対象	既存住宅の増築・改築工事	
	浴室、台所、洗面所、トイレの改修等	
	給水・排水設備工事	
	ガス・給湯設備工事	
	電気設備工事	オール電化住宅のための工事を含む
	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	外壁の張り替え、塗装工事	
	部屋の間仕切りの変更、新設工事	
	床、内壁、天井の張り替え等、内装工事	
	ふすま、障子の張り替え、畳の取り替え	
	建具等の取り替え、新設工事	
一部対象	住宅の解体工事	解体工事のみは対象外。増・改築工事等に伴う解体工事は対象
	バリアフリー改修工事	他の補助制度を活用して改修等を行う部分は対象外
	店舗併用住宅の住居と店舗等の共用部分	住居部分のみ対象
対象外	車庫、物置、倉庫等の工事	
	門扉、塀等の外構工事	
	植樹、剪定等の植栽工事	
	太陽光発電設備等の設置工事	
	店舗併用住宅で店舗等の部分の改修工事	
	電話、インターネット、TVアンテナの設置・配線工事	
	エアコン、照明器具等の電化製品、の購入・設置	
	家具、カーテン、ブラインド等の購入・設置	
	ガスコンロ、食洗機、オープンレンジ等の購入・設置	キッチンユニットの取り替えに伴うものは対象
	温水洗浄便座の取り替え、設置	便器の取り替え工事に伴うものは対象
ハウスクリーニング、防虫、消毒等		

※住居機能以外の改修等、及び改修等を伴わない設備、備品等の購入、設置、簡易な手すりなど取り外し可能なものは対象外です。

また、国・県・本市の他の補助制度を活用した改修等も対象外になります。

※詳しい制度内容については、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

注 意！

- 必ず着工前に申請してください。
なお、申請されてから交付決定がおきるまでに時間を要する場合があります。**期日には余裕をもって申請**してください。
- この補助金の交付は、一の補助対象住宅につき**1回限り**です。
- 補助金を受けた人は、関係書類を交付後3年間（補助率2/3の交付を受けた人は交付後10年間）保存してください。
- この補助金の執行に関して、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければなりません。

<お問い合わせ>

玉野市役所 2F 都市計画課

☎0863-32-5538

e-mail : toshikeikaku@city.tamano.lg.jp